

## 公益信託鈴鹿市交通遺児育成援助基金支度金支給のご案内

今年度、小、中学校へ入学した、もしくは中学校を卒業する交通遺児の方へ、支度金を支給します。

### ○出願資格について

次の要件をすべて満たしている方

- ① 市内在住の交通遺児（自動車交通による事故を起因とし両親あるいは片親を失った子）
- ② 小学校入学または中学校入学または中学校卒業する者

### ○支給について

- ・支給金額

小学校入学 50,000円 中学校入学 70,000円 中学校卒業 100,000円

- ・支給日

4月～6月末までの申請は8月頃支給予定

7月～9月末までの申請は12月頃支給予定

但し、上記において進学・卒業予定者の場合、支給予定は進学・卒業確定次第となります。

10月～3月末までの申請は翌年6月頃支給予定

- ・支給方法

保護者名義の指定口座へ振込

### ○応募方法について

- ・必要書類は以下のとおりです。

必要書類	発行（配布）先
当基金の所定の申請書	各小、中学校および学校教育課
在学証明書	各小、中学校
交通事故証明書	警察署（但し、平成20年度以降に初回申請した方が再申請する場合は不要）
交通事故により遺児となったことを証明する書類（住民票等）	市役所、各地区市民センター 等

・必要書類をすべて添えて、公益信託鈴鹿市交通遺児育成援助基金受託者 三井住友信託銀行株式会社(〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ 鈴鹿市交通遺児育成援助基金担当 TEL03-5232-8910)へ随時、直接提出してください。